

川西市公文書公開条例の改正について

- 答 申 -

平成14年10月

川西市公文書公開審査会

答申にあたって

川西市公文書公開審査会は、平成12年11月28日、川西市長から「公文書公開条例の改正について」諮問を受けました。

川西市公文書公開条例は平成4年10月1日に施行され、今年で10年を迎えようとしていますが、近時情報公開を取り巻く法制の状況は大きく変化しました。特に、平成13年4月からは国においても、『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』が施行され、各市においてもこの法律を受けて、新たに条例を制定、または改正を行うなど活発な展開を見せています。

このような状況の下、当審査会では情報公開制度における法制上の変化とともに市民意識の高揚を見極め、本市の目指す「市民が見える、共感できる市政」の実現を図り、もって「開かれた市政」の実現に資するという立場を維持しながら、市政のより一層の公正性の確保と透明性の向上を図る観点から、現行条例全般にわたる見直しを行うこととしました。

また審議に当たっては、審議内容は全て公開するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置くなど、審議経過の公表に努め、第1回から第12回までの審議内容を集約した「中間報告」を公表し、これについても市民意見の募集を行いました。

そして、お寄せいただいた市民意見も踏まえながら、さらに、制度全般にわたる見直しを行いました。

今後、川西市においては、この答申を踏まえ、条例改正等必要な措置を速やかに講じ、情報公開の積極的な推進に取り組み、より一層開かれた市政となるよう努められることを望みます。

最後に、この答申をとりまとめるにあたって、熱心にご検討を重ねていただいた委員各位に深く敬意を表し、厚くお礼申し上げます。

平成14年10月25日

川西市公文書公開審査会
会長 村上武則

目 次

1	条例の名称について	1
2	目的規定について	1
3	対象となる公文書の範囲について	1
4	請求権者の範囲について	2
5	請求方法について	2
6	適用除外事項について	
	(1) 個人情報	2
	(2) 法人等情報	3
	(3) 意思形成過程情報	3
	(4) 附属機関等情報	3
	(5) 事務事業執行情報	3
	(6) 国等協力関係情報	4
	(7) 生命等保護情報	4
	(8) 法令秘情報	4
7	公益上の理由による裁量的公開について	4
8	存否応答拒否について	5
9	公開の実施方法について	5
10	公文書不存在の取扱いについて	5
11	第三者保護に関する手続について	6
12	事案の移送について	6
13	費用負担（手数料等）について	6
14	不服申立てについて	6
15	審査会について	7
16	市の出資法人の情報公開について	7
17	情報提供の充実について	7
資 料		
1	委員名簿	9
2	審議経過	10
3	審議概要	12
4	市民から寄せられた意見と審査会の考え方	32
5	川西市公文書公開条例（現行条例）	36
6	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	41

条例改正に向けて

1 条例の名称について

現行の「川西市公文書公開条例」の名称は、「川西市情報公開条例」とする。

【説明】

「情報公開」という言葉が市民にも定着しており、また、単に公文書の公開にとどまらず、会議の公開などを含め、市政に関するあらゆる情報を積極的に公開していく姿勢を示すうえでも、条例の名称は、これまでの「公文書公開条例」に代えて「情報公開条例」とすることが適当である。

2 目的規定について（現行条例第1条関係）

条例の目的には、「知る権利」と「説明責任」を明記する。

【説明】

憲法第21条の保障する「表現の自由」の現代的意義は、情報の自由な流通を確保することにあるといわれるが、そのためには情報の収集や受領を自由に行う権利、すなわち「知る権利」が市民に対し保障されなければならない。情報公開制度は、このような市民の「知る権利」を具体化するものである。また、市民の信託を受けて行政を行う市は、その諸活動について市民に説明する責務を負っているが、情報公開制度は、そのような「説明責任」を果たすための制度のひとつでもある。

したがって、情報公開制度の基本理念として象徴的な意味を持つ、市民の「知る権利」と市の「説明責任(アカウンタビリティ)」を条例制定の目的として明記することが適当である。

3 対象となる公文書の範囲について（現行条例第2条関係）

請求対象となる公文書の範囲は、「組織共用文書」に拡大する。「電磁的記録」も対象に含める。

【説明】

公開の対象となる公文書は、決裁、供覧等の事案決定手続が完了したものに限定せず、「組織共用文書」(市の職員が組織的に用いるものとして市の機関が保有している公文書)にまで拡大することが適当である。

「電磁的記録」(フロッピーディスク、ハードディスク等の電磁的な媒体に蓄積されている情報)についても広く公開請求の対象とすることが適当である。

4 請求権者の範囲について（現行条例第5条関係）

請求することができる人の範囲は、市民等に限定せず、「何人も」に拡大する。

【説明】

現行では、市の行政になんらかの利害関係を有する広義の「市民」に限られているが、誰でもが請求できるように請求権者の範囲を拡大することが適当である。というのは、市の行政は閉鎖的なものではなく、近隣市町村の行政は相互に関連し影響し合うものであり、他市の市民からの公開請求も容認することが、ひいては開かれた市政を実現し、市民の市政への信頼と理解を深めることにもなると考えられるからである。

5 請求方法について（現行条例第8条関係）

公開請求の方法は、多様化する。

【説明】

情報化の進展に伴ういわゆる電子政府構想を踏まえ、請求者の利便を図るために、従来の窓口での受付や郵送による請求だけでなく、ファクシミリやインターネットによる請求についても、認めるべきである。

6 適用除外事項について（現行条例第6条関係）

原則公開の例外として、公開すべきでない情報については、次のように考えることが適当である。

(1) 個人情報（第1号）

個人情報の定義については、プライバシー型を採用する。

【説明】

個人に関する情報を非公開にする実質的な理由が、個人のプライバシーの保護にあることに鑑み、個人が識別される情報を画一的に非公開とする「個人識別型」の規定（現行条例第6条1号「個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの」）よりも、プライバシー保護の必要性をより実質的な基準に基づいて判断する「プライバシー型」の規定（個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの）を採用することが適当である。

なお、**公務員に関する情報は**、行政事務に関する情報と密接に関係し、市の説明責任を果たす上でも公開する意義は大きい。したがって、当該個人が公務員であり当該個人に関する情報がその職務遂行に係る情報である場合には、公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、公開することが適当である。

(2) 法人等情報（第2号）

法人等情報は、現行のとおりとする。

【説明】

法人等の正当な事業活動に関する情報は、その競争上の地位等が損われないように保護されなければならないので、現行規定を基本的に維持することが適当である。

情報公開法第5条2号が規定するような、法人から非公開を条件に任意に提出された情報については、現行の規定で十分に対応できるので、特別の規定を設ける必要はない。

(3) 意思形成過程情報（第3号）

意思形成過程情報は、より限定的となるよう、規定の整備を図る。

【説明】

情報公開は、公文書の公開にとどまらず、意思形成過程そのものともいべき会議の公開にも及ぶものであり、本市においても審議会等の公開に積極的に取り組んできたところである。情報公開制度の目的として、市の説明責任を掲げるからには、最終的な政策決定がなされる前の段階の情報であっても可能なかぎり市民に公開し、説明することが求められる。したがって、あくまでも公開によって実質的な支障が生ずる場合に限り非公開とする趣旨が明らかになるよう、規定の整備を図ることが適当である。

(4) 付属機関等情報（第4号）

付属機関等情報は、適用範囲を限定する方向で、規定の修正を図る。

【説明】

審議会等の付属機関の議事録、審議資料等の情報の公開については、他の適用除外事項（個人情報・事務事業執行情報等）に該当するかどうかを具体的・実質的に判断すべきであり、現行のように当該付属機関の自主的な判断に委ねるべきではない。

他方で、本市には、「子どもの人権オンブズパーソン」のように権限行使等について独立性、自律性をもった付属機関があり、このような機関については、情報の公開についてもその自主的判断を尊重すべきである。

したがって、現行規定の適用範囲を限定する方向で修正することが適当である。

(5) 事務事業執行情報（第5号）

事務事業執行情報は、より限定的なものとなるよう、規定の修正を図る。

【説明】

現行の事務事業執行情報に関する規定は、抽象的かつ包括的な文言が多用されているが、それらを整理・統合して、情報公開法第5条6号の規定を参考に、危惧される支障の要件を明確化し、非公開とされる場合を合理的に限定することができるようになるべきである。

(6) 国等協力関係情報（第6号）

国等協力関係情報は、削除する。

【説明】

国・県等から非公開としてほしい旨の要請があった場合、「国等協力関係情報」として判断しなくても、「事務事業執行情報」その他の適用除外事項に基づいて公開の可否を判断することで十分な対応が可能であり、「国等協力関係情報」は適用除外事項から削除するのが適当である。

(7) 生命等保護情報（第7号）

生命等保護情報は、現行のとおりとする。

【説明】

住民の安全を保持することは、地方自治体の基本的な責務であり、犯罪を誘発するおそれのある情報を防犯上の観点から非公開にする必要等が認められるので、生命等保護情報は適用除外事項の一つとして現行のままとする。

(8) 法令秘情報（第8号）

法令秘情報については、現行の規定に法定受託事務の場合を加える。

【説明】

現行規定が定める法令の規定により公開することができないものに加えて、法定受託事務に関して国の行政機関から公開してはならない旨の指示がある場合をも対象とするよう、規定の修正を図ることが適当である。

7 公益上の理由による裁量的公開について（現行条例規定なし）

公益上の理由による裁量的公開は、認めない。

【説明】

公益上の理由による裁量的公開（適用除外事項に該当する場合であっても、市が公益上特に必要があると認めるときは、公開することができるという規定、情報公開法第7条参照）は、その判断が行政側の恣意に委ねられるような運用がなされるおそれがあることから、この規定は設けないこととする。

8 存否応答拒否について（現行条例規定なし）

存否応答拒否に関する規定を新たに設ける。

【説明】

請求の内容によっては、公文書の存否について回答するだけで情報の内容が判明し、プライバシーの侵害につながる場合が想定されることから、文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる旨の規定を新たに設ける必要が認められる（情報公開法第8条参照）。

しかし、事後的に審査会への報告を義務付けるなど、濫用されることのないように歯止めが必要である。

また、存否応答拒否の決定についても請求を拒否する行政処分として位置づけ、存否応答拒否である旨の理由の提示を義務付けるとともに、これに不服のある場合は不服申立てや行政訴訟により当該決定を争えるよう、手続規定の整備を図ることが適当である。

9 公開の実施方法について（現行条例第10条関係）

公開の実施方法は、情報化の進展に伴い段階的に対応していく。

【説明】

電磁的記録の公開については、技術的な条件や情報化の進捗状況等を踏まえながら、対応可能なものから段階的に拡大していくことが望ましい。

郵送等による公開（写しの交付）は、認めるべきである。しかし、ファクシミリやインターネットによる公開は、認証やセキュリティ上の問題があり、情報化の進展に伴い段階的に対応を検討すべきである。

10 公文書不存在の取扱いについて（現行条例規定なし）

請求した公文書が存在しないときも、拒否処分とする。

【説明】

公開請求権の十分な保障という観点から、公文書の不存在を理由とする請求拒否の決定についても行政処分として位置付け、公文書が存在しない理由の提示を義務付けるとともに、これに不服のある場合は不服申立てや行政訴訟により当該決定を争えるよう、手続規定の整備を図ることが適当である。

1 1 第三者保護に関する手続について（現行条例第 9 条第 5 項関係）

第三者保護に関する手続を、条例に新たに整備する。

【説明】

請求対象文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取する手続を設けるとともに、第三者から反対の意思が示されたにもかかわらず公開する場合には、当該第三者に不服申立てや行政訴訟を提起する機会を確保するなど、第三者の権利利益を保護するための手続を新たに設けることが適当である。

1 2 事案の移送について（現行条例規定なし）

事案の移送に関する規定については、設ける必要性はない。

【説明】

本市の場合、国や都道府県のように組織が大きいわけではなく、また、請求窓口は原則として市政情報コーナーに一元化されており、受付後も実施機関相互間で協議の上、決定すべき実施機関が公開の可否決定を行っていることから、あえて規定を設ける必要はない。

1 3 費用負担（手数料等）について（現行条例第 1 1 条関係）

費用負担（手数料等）は、現行のとおりとする。

【説明】

現行の手数料の金額が制度の利用を抑制するほどのものとは思われず、請求権者の範囲の拡大に伴い営利目的の請求が増加することが予測され、負担の公平化を図る必要があり、さらには市の財政事情等をも考慮すると、これまでどおり手数料を徴収することが適当である。

なお、現行条例は、第11条第4項において、生活保護受給者など経済的な理由その他特別な理由があると認められる場合について、手数料を減額または免除することができる旨の規定を設けているが、このような配慮措置は、今後も維持していく必要がある。新しい条例についても、同趣旨の規定をおくべきである。

1 4 不服申立てについて（現行条例第 1 2 条関係）

不服申立ての手続については、公正さと透明性の向上を図る。

【説明】

不服申立てについては、公正な判断と不服申立人等の権利利益を保護する観点から、処理手続の整備を図り、「審査会に諮問を行った旨の通知」、「審査会での意見陳述権」、「審査会への意見書等の提出権」、「審査会の答申書の写しの送付」などに関する規定を設けることが適当である。

15 審査会について（現行条例第13条関係）

審査会については、調査権限の明確化を図る。

【説明】

審査会の名称は、「情報公開審査会」とすることが適当である。

審査会の公正かつ迅速な審議に資するため、インカメラ審査（非公開とされた文書を実際に検分する審査方法）、ヴォーン・インデックスの作成指示権（非公開とされた文書を審査会の指定する方法で分類整理させ、それぞれの非公開理由の説明を実施機関に求める権限）等、審査会が有する調査権限を明確にするための規定を設けることが適当である。

16 市の出資法人の情報公開について（現行条例規定なし）

市の出資法人等の情報公開については、自主的に情報公開を推進するよう求める旨の規定を設ける。

【説明】

市の出資法人等の情報公開については、その業務内容や自律性に配慮しつつ、自主的に情報公開を推進するために必要な措置を講ずるよう求める旨の規定を設けることが適当である。

17 情報提供の充実について（現行条例第17条関係）

市の説明責任を全うするため、情報提供のための総合的施策を推進していく。

【説明】

市の説明責任を全うするためには、情報公開制度の充実を図るとともに、市政に関する情報提供のための総合的施策をより一層推進していく必要がある。審議会等の会議の公開については、本市においても積極的に取り組んできたところであるが、条例の中にはっきりと定める必要がある。

また、最近では、条例で一定の情報の公表を義務付ける情報公表制度や、くり返し公開請求を受けて公開されている公文書については、改めて公開請求されなくても公表していくという新しい試みも制度化されてきており、このような制度の進展は市民にとっても分かりやすく有益なものであることから、情報公開条例に明記して、積極的に採り入れていくことが適当である。

資 料

1 委員名簿

(五十音順)

氏 名	職・役職等	備 考
おく ち れん いち 奥 地 連 一	神戸新聞社阪神総局長	
くろ だ あい 黒 田 愛	弁護士	
にし むら ひろ み 西 村 裕 三	大阪府立大学経済学部教授	副会長
むら かみ たけ のり 村 上 武 則	大阪大学大学院法学研究科教授	会 長
やま した あつし 山 下 淳	神戸大学大学院法学研究科教授	

2 審議経過

開催回	開催年月日	審議内容
- -	平成12年11月28日(水)	川西市公文書公開審査会へ諮問(第73号)
第1回	平成13年6月12日(火)	(1) 条例改正にかかる検討項目について (2) 審議方法について (3) 検討スケジュールについて
第2回	平成13年7月10日(火)	(1) 条例の名称について (2) 請求権者の範囲について (3) 費用負担(手数料等)について
第3回	平成13年8月9日(木)	(1) 請求権者の範囲について 前回からの継続審議 (2) 費用負担(手数料等)について 前回からの継続審議 (3) 目的規定について 「知る権利」の明記 「説明責任」の明記 (4) 定義について 実施機関の範囲 対象公文書の範囲 電磁的記録
第4回	平成13年9月11日(火)	(1) 定義について 前回の積み残し分 対象公文書の範囲 電磁的記録 (2) 適用除外事項について 個人情報 法人等情報 意思形成過程情報 付属機関等情報 事務事業執行情報 国等協力関係情報 生命等保護情報 法令秘情報
第5回	平成13年10月17日(水)	(1) 適用除外事項について 前回の積み残し及び継続審議分 【継続審議分】 個人情報 法人等情報 付属機関等情報 事務事業執行情報 【積み残し審議分】 国等協力関係情報 生命等保護情報 法令秘情報

開催回	開催年月日	審議内容
第6回	平成13年11月21日(水)	(1) 請求方法について 郵送による請求 FAXによる請求 インターネット等による請求 電話による請求 (2) 公開の実施方法について 電磁的記録の公開方法 郵送等による公開方法
第7回	平成13年12月20日(木)	(1) 不服申立てについて 不服申立人等の権利保護 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 (2) 審査会について 審議体制の整備等の検討 調査権限の明確化の検討 (3) 公益上の理由による裁量的公開について (4) 存否応答拒否について (5) 事案の移送について
第8回	平成14年1月30日(水)	(1) 第三者保護に関する手続について 現行の第三者意見聴取等に関する取扱要領の条文化の検討 著作権法の改正に伴う第三者保護の検討 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 (2) 市の出資法人の情報公開について
第9回	平成14年3月4日(月)	(1) 公文書不存在の取扱い (2) 情報提供の充実 (3) 死者情報 (4) 大量請求の取扱い (5) 法人の印章の印影について
第10回	平成14年4月9日(火)	【積み残し審議議分】 (1) 法人の印章の印影について (2) 今後のスケジュール
第11回	平成14年5月14日(火)	市民意見募集対応用(中間報告)についての検討
第12回	平成14年6月18日(火)	市民意見募集対応用(中間報告)についての検討
- -	平成14年7月1日(月) ~ 7月31日(水)	中間報告の公表及び意見募集(市広報紙、市ホームページ、市政情報コーナー、図書館及び公民館)
第13回	平成14年8月23日(金)	不服申立てに係る審議(非公開)終了後、答申(案)についての検討
第14回	平成14年9月4日(水)	答申(案)についての検討
第15回	平成14年9月17日(火)	答申(案)についての検討

3 制度運営審議会の審議概要

第1回～第15回の制度運営審議会の審議概要については、以下のとおりです。

【第1回】

1 条例改正に係る検討項目について

「川西市公文書公開条例の改正に係る検討項目（事務局案）」（前記「審議経過」参照）について事務局より説明を行った結果、概ねこの検討項目に基づいて審議を進めていくことになる。

2 審議方法について

ア 審議の進め方について

事務局がまとめた検討項目について最初から議論を行っていくのではなく、重要と思われる部分、例えば「適用除外」、「実施機関の範囲」、「電磁的記録」、「請求方法」、「公文書不存在の取扱い」、「事案の移送」等についてある程度関連事項を大きな枠で括って議論を行っていくことになる。

イ 市民意見の反映について

市の広報紙、あるいはホームページで改正についての状況を説明した上で、市民等に広く意見を求めるという方法と、審査会において一定の基本的な骨格をまとめた段階でそれを市民に公開し、広報紙あるいはインターネットホームページを通じて意見を求めるなどという方法がある。

ウ 中間報告について

中間報告で市民の意見を求める際、報告内容を条文の形で示した方がよいのではないかという意見があったが、条文にしてしまうとかえって読みづらくなるおそれがある。基本的な考えを項目別に示すほうが、分かりやすく、市民からの意見が出やすくなるという結論になる。

エ 答申内容について

中間報告のスタイルと同様で、審査会としては条文化するところまで議論せず、基本的な方針と個々の検討項目に対する理由付けを示すようなかたちで答申を出す方向で進める。

事務局は審査会より出された基本方針に基づいて条文化の作業を行い、議会に上程していくことになる。

3 スケジュールについて

答申をまとめる期限については最初から決めるのではなく、審議の内容、進行状態に応じて判断していくものとし、中間答申の作成や市民意見の聴取の時間も必要なことから、特に期限は定めず、十分な審議を行っていくということになる。

【第2回】

1 条例の名称について

近年の情報公開制度の進展を通じ、「情報公開」という言葉が市民にも定着し、行政としても単に文書を公開するという狭義なものから、もっと広く市政に関する情報全体の公開に向けたスタンスを示す必要があるということで、これまでの「公文書公開条例」から「情報公開条例」に名称を変更する方が適当であるという結論を得る。

2 請求権者の範囲について

事務局としては、条例改正を進める自治体において「何人」というのが多数派であることを認識した上で、不服申立ての続発性や市民の税金面の考慮、また任意的公開申出の運用などを鑑みると、あえて「何人規定」に変更せずとも、従来どおり広義の市民規定の中で、利害関係人の幅を広げる方向に留めることでいいのではないかとしている。

一方、審査会からは、現在広い意味での「市民」に該当しない者からの請求に対して、任意的情報提供というかたちで、手続的には通常の請求と同じ扱いをしていることから、二重の処理をするのであれば、「何人」にしておいた方がいいのではないかという意見や、市の財政面については市の歳入構造は市税のみで構成されているものではなく、当然に国税も入っており、市の財政が国民全体で支えられているとはいえなくもない構造の中で、他市の場合は「何人も」ということで、すべての人を受け入れるというオープンな姿勢をとっており、川西市のみが「市民」に限定した規定を設けるということは、不公平な感じを与えるという意見や、懸念される大量の不服申立てについても、一般的には極めてまれだと思われる、という意見などが出され、この案件については双方見解の一致を見ることはできなかった。現行の条例にいう請求権者の範囲を広げる何らかの規定が必要であるということについては共通認識を得て、その点を踏まえて再度、次回への継続審議となる。

3 費用負担（手数料等）について

事務局としては、情報公開制度による行政情報の公開は、請求権者から請求された行政情報を当該請求者個人に対して行うものであることから、特定の者に対する役務の提供であるとし、請求の内容によっては、相当の労力と費用を要する場合があります、請求者にその公平な負担を求めるものであるとしている。

一方、審査会からは、手数料徴収に当たっては肯定的な意見が出される中で、仮に広義な市民概念で請求権者を限定した場合、任意的公開申出者と同じ手数料でいいのか。また、何人規定とした場合に、市民と市外の者との区別やアメリカのような営業目的で請求される場合の区別の必要性を検討すべきであるとの意見が出されたほか、一決裁単位で手数料がかかるということであるが、大量の文書であっても一決裁であれば300円で済むが、複数の場合は手数料が増えることから、手数料を徴収することは構わないが、決裁単位で手数料を徴収するのではなく、一請求件数につき300円にするべきと思われるという意見や、現行条例では法律と同じように経済的な理由で、たとえば、生活保護受給者のような特別な理由がある場合には手数料を減額あるいは免除できるという規定があり、経済的に手数料あるいはコピー代を負担することができない人が公文書公開請求権の行使を妨げられないよう配慮する規定になっているため手数料の徴収については現行どおりでよいという意見が出された。

反面、手数料肯定意見に対し、本来の趣旨である市民の市政参加を一層促進するという観点から、できるだけ利用しやすく、限りなく無料にするのが一番の近道であり、他市も無料にしているところが多いことから、市の負担になる実費からすれば、僅かな額だと思われ、無料にすべきであるという反対意見もあり、この案件についても意見が分かれたために、次回への継続審議となる。

【第3回】

1 請求権者の範囲について（前回からの継続審議）

事務局としては、現行の利害関係を有するものからの請求に代わるより広い概念で、「公文書の公開を必要とする理由を明示する者からの請求」を取り入れ、原則的に請求権者は市民としつつも、その範囲については拡大的に捉え、実質的には何人規定と変わらないものにするという提案がなされた。

一方、審査会からは、請求権者を限定しているのか、していないのか分からないような不明確な規定を置くのは好ましくないという意見や、国に存在せず各自治体のみ存在する情報もあり、地方分権が進めば地方に多くの情報が蓄積される状況になることから、「公正で民主的な行政の推進に資する」という法の趣旨に照らせば「何人規定」の方が馴染むのではないかという意見や、市の行政は閉鎖的なものではなく、近隣の市の行政が自分の生活にとって重要な場合もあり、それは相互に影響している。また透明度を高めて情報公開することが市政に対する理解を深め、それが行政のあり方を改善するという考え方に立てば、その請求が市民ではなく他の市民からの目であっても、民主的で公正な行政が行えるのであれば、市民のためという広い意味での目的には適うのではないか、などという意見が出され、審査会としては、これらの意見を踏まえて、やはり請求権者については、「何人型」を採用することが適当であるという結論を得る。

2 費用負担（手数料等）について（前回からの継続審議）

事務局としては、公文書の公開は「特定の者のためにする役務の提供」であるから、受益者負担が原則という点に重きを置いた考え方で、非公開や不存在の請求者には利益が及ばないため、手数料は徴収せず、公開の場合は請求者は利益を得ることになり、当該利益は皆が共有できるような場合もあれば、請求者自身のみが利益を得るという場合があり、通常は後者がほとんどであることから、手数料は受益者負担の観点から徴収すべきであると考えている。

一方、審査会からは、手数料の徴収が、権利濫用的な請求をある程度、抑止するものと考えられるが、現行の金額であれば、多額なものではなく、利用そのものを妨げるものではないという意見や、自治体の財政事情等の問題もあり、現行の金額であるならば、行政の裁量権の範囲にあるのではないかという意見も出され、今回、有料化に反対する大きな意見もなかったことから、審査会としても現行の手数料を存続させるという結論を得る。

3 目的規定について

(1) 「知る権利」の明記

事務局としては、「知る権利」という概念について多様な見解がある現状を認識し、国において「知る権利」が明記されなかったことをも踏まえつつも、「知る権利」という言葉が、情報公開制度の推進に大きな役割を果たしてきた点に着目し、最近改正等を行った自治体において「知る権利」を条例に明記する例が多く、情報公開制度の基本理念として象徴的な意味を持つことを鑑みると、「知る権利」という文言を条例に明記することは、本市の議会および市長の積極的な情報公開に対する姿勢をシンボリックに示すという政治的意義からも必要ではないかと考えている。ただし、明記するに当たっては、「知る権利の保障」という規定ではなく、「知る権利を尊重する」旨の規定を設ける方向でいきたい。

一方、審査会からは、情報公開制度に対して、積極的な姿勢を「知る権利」という言葉で象徴的に表すことができるのではないかという意見や、論理的に「知る権利」を考えた場合、憲法上の抽象的な権利としての「知る権利」を条例によって具体化し、情報あるいは公文書の公開を請求する権利というものが保障されることになるので、「知る権利を尊重し…」というよりも「知る権利を具体化する」とした表現の方が文章としては論理的であるという意見も出され、この点については種々議論があったが、審査会としては、概ね全員一致で「知る権利」という文言については、条例上、明記するという結論となる。

(2) 「説明責任」の明記

事務局としては、「説明責任(アカウンタビリティ)」という文言が、情報公開法案の公表以降、改正等を行った多数の自治体で条例上、明記され、住民にとっても「知る権利」と同様、一般に知られるところとなっている。情報公開制度は、単に条例に基づく制度にとどまらず、「地方自治の本旨」という憲法上の理念を踏まえた制度であることを条例において明らかにするためにも、本市条例において制度の理念を示す言葉として「説明責任」を目的の中に明記することが望ましいものと考えている。

一方、審査会からは、国の法律をつくる際には、「知る権利」という権利概念に代えて「説明責任」という概念が採用されたという経緯があるが、両方の概念を盛り込むと論理的説明が難しい。しかし、自治体の条例で二つの言葉を併用している条文を見ると、結局「知る権利」を保障することで実現される目的として「説明責任」があるように思われるという意見や、情報公開請求権の保障と市の情報提供施策とが一体化したものが広い意味での市民の「知る権利」であり、それが「説明責任」に対応するものである。つまり、様々な計画とか重要施策に関して義務的に情報提供を行うものを含めたものが広い意味での「知る権利」であり、それが「説明責任」ではないかと解釈できるような、「目的規定」の方がいいのではないかと。ただ、もう少し権利義務関係を明確に対応させて捉えていくのも一つの考え方であるという意見など、「説明責任」の捉え方について様々な議論があったが、審査会としては、「説明責任」を明記するという結論を得る。

4 定義について

(1) 実施機関の範囲

事務局としては、積極的に情報公開を展開していく上では、対象機関は一つでも多いことが望ましいことから、埼玉県草加市のように土地開発公社を実施機関に含めるものとしたいが、不服申立てや適用除外事項など本市の実施機関と同一内容の規定の適用が相当かどうかの検討や、情報公開制度導入に向けた土地開発公社内での準備のほか、国の特殊法人等の情報公開制度との均衡も踏まえる必要があるなど、公社の情報公開制度のあり方についての検討も煮詰まっておらず、少数事例だけを基に、即、取り入れるという考え方は適当ではなく、対象機関とするにはもう少し検討を要する必要があることから、実施機関の範囲については現行のままとし、土地開発公社については、他の出資団体と同様に、別の条項で責務規定等を設けるよう検討していきたい。

一方、審査会からは、100%出資というのは一般企業でいうと完全子会社であることから、土地開発公社については公開対象とすべきであるという意見も出されたが、事務局の考え方を尊重する意見もあり、審査会の結論としては、出資法人等を実施機関に含める、含めないというよりも、出資団体（特に100%出資の5団体）については、積極的に情報公開に取り組むような姿勢を示すべきであるという意見が出されたが、自主的な情報公開制度の範囲について100%出資で区切るのか、あるいは50%出資までにするのかという整理については事務局の方で行うこととなる。

(2)対象公文書の範囲及び(3)電磁的記録については、時間の都合上、次回の審議となる。

【第4回】

1 対象公文書の範囲について（前回からの継続審議）

事務局としては、市の説明する責務を果たすためには、決裁、供覧等事案決定手続が完了していない文書についても公開対象とすべきものがあると考えられ、より一層の情報公開を進めるためには、情報公開法のように決裁、供覧等事案決定手続が完了した文書のみならず、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものを対象にすべきと考えている。

また、審査会においても、運用上決裁にとらわれずに組織的に用いている文書を公文書として取扱うということを規則上明記し、実質的に組織で共用している文書あるいは情報については、公開の対象とすることは望ましいという結論を得る。

2 電磁的記録について（前回からの継続審議）

事務局としては、市の保有する行政情報が大量に磁気テープ、フロッピーディスク等の電磁的な媒体に蓄積されている現状に鑑みれば、公開請求の対象となる文書を紙を中心とした媒体に限定するという必要性は乏しく、やはり対象となる公文書は幅広く捉えて、電磁的記録についても、組織共用文書に該当するものについては、公開請求の対象とすることが適当であることから、本市においても電磁的記録を条例の請求対象に含めるべきであると考えている。

一方、審査会からは、実務上、パソコンで文書を作成しており、ほとんどの公文書が電磁的記録として存在している中で、今まではプリントアウトしたものでないと公開できなかったものが、プ

リントアウトしなくてパソコンの中に保存されている電磁的記録の状態でも、請求の対象となり、公文書概念が紙媒体だけではなく、電磁的記録も含めたものが対象になるということが重要であり、公開の対象が広がるということは情報公開制度の充実、拡充ということでは望ましいという結論を得るが、詳細については別途方法論のところでも再度審議することになる。

3 適用除外事項について

(1) 個人情報

事務局としては、プライバシー型については、「一般に他人に知られたくない」という基準が抽象的であり、また、この判断を第一次的に実施機関へ委ねることには不安があり、制度の安定的運用が困難になると考えられることから、現行どおり個人識別情報を原則非公開とした上で、従来から公開されていたもの、及び公益的な理由のあるもののうち特定のものについては、例外的に公開することができることをただし書で列挙するという、個人識別型とするほうが適切であると考えている。

一方、審査会は、現行の個人識別型の条文を解釈適用する際には、特定個人の識別可能性だけを判断基準にするのではなく、プライバシー侵害のおそれがあるか否かを実質的に判断してきたが、それが条例の合理的な解釈の範囲を超えたものとは考えておらず、個人情報を非公開にしなければならないという根拠がプライバシー保護にあるということは現行条例の考え方である、という意見が出された。また、一概にプライバシー型の規定といっても、その解釈には広狭があるという意見が出された。また、形式的に個人が識別できてもプライバシーの権利を侵害しないものであれば公開すべきという条例や、個人が識別できるものまたは識別できなくてもプライバシーの侵害、あるいは個人の権利利益を弊害する場合には非公開と定めている条例もあるという意見も出され、継続審議となる。

(2) 公務員情報

事務局としては、個人に関する情報のうち、当該個人が公務員であり当該個人に関する情報がその職務遂行に係る情報である場合、公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することを明文化することが適切であると考えている。

また、審査会においても、情報公開法では公務員の職務に関する情報であっても職及び職務遂行の内容については公表するが、氏名については一定以上の職にある者は慣行として公表するとしており、そうでない者は氏名を公表しないというように解釈されている。しかし、本市の場合、市職員の職名、職印、氏名については従来から公開してきており、さらに対象を拡げて、市の公文書等に記載されている他自治体の職員についても、公務員としての職務遂行に係る情報である場合には、職務上の職、氏名を公開することが望ましいという結論を得る。

4 法人等情報について

事務局としては、法人等から非公開を前提として本市に提出された情報を情報公開条例に基づいて一方的に公開すれば、将来的に協力が得られなくなり、事務または事業に支障を生ずるおそれがあるにとどまらず、契約違反または信義則違反による損害賠償責任を負うことも考えられることから、法人等の条項に新たに規定を設けることが必要であるとする。

一方、審査会では、これまでの公文書公開条例の運用において、非公開条件付きで任意に提供さ

れた情報で、非公開にしなければならないという事例がなかったのであれば、新たに規定を設ける必要はないのではないかという意見や、非公開条件付きで任意に提供された情報であるから非公開という問題ではなく、国の法律では、非公開条件付きで任意に提供された情報のうち、公開のものと非公開のものと分けていると思われ、法律では非公開という条件を付けてきたことに合理性があるかというフィルターをかけており、他方で非公開条件付きであっても人の生命、生活、財産等を守るためには公開するという例外を設けている。そういう意味で、2重3重の例外を設けたうえで、非公開条件付きで任意に提供された情報を保護する必要が本当にあるのかという意見も出され、新たに規定を設ける必要性について疑問が出されたことから継続審議となる。

5 意思形成過程情報について

事務局としては、実際に組織的共用文書を対象とした場合、当該文書には、意思形成過程情報が多分に含まれることが予想できることから、適用除外事項としてはこれまであまり該当することがなかったこの条項をもって非公開とする判断が増え、原則公開の趣旨を阻む要因にもなりかねず、また、包括的に意思決定前の情報をすべて非公開とすることは、行政としてその諸活動を説明する責務を全うするとの観点からは適当でないものとする。しかし、検討段階の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、本市事業等の意思決定に対する支障が看過し得ないものがある場合には、非公開とすべき合理的な理由が認められるのではないかと考える。意思形成過程情報については、具体的な支障が生じるおそれのある場合に限定して非公開となる趣旨を明確にすべきであり、法に準じた規定することが適当ではないかと考えている。

また、審査会においても、従来は「意思形成過程情報」に該当するというだけで非公開にできるという解釈もあったが、最終的な政策決定がなされる前の段階にある情報をできるだけ市民に公開し、市民に十分説明する責任を全うしなければならないという観点に立てば、意思形成過程にあるというだけで非公開にすることは、市の説明責任を条例上掲げることと矛盾することから、法律に準じて実質的な支障が生じる場合に限定して非公開としうる規定にすべきであるという結論を得る。

6 付属機関等情報について

事務局としては、現行の「付属機関等情報（第4号）」は、付属機関等の公正又は円滑な議事運営を確保する観点から定めたものである。付属機関等は、一般の行政機関とは異なり、自主性や自律性の確保が要請され、その意思形成に関して微妙な討議の過程を必要とするため、会議での自由で十分な討議、意見交換を妨げることを防止するのがこの規定の趣旨であるが、このような規定を置くことにより、付属機関等に関する情報を公開請求の対象から除外されているものとの誤解を招くおそれがあり、平成10年1月5日から実施している会議公開制度とも矛盾するものと考えられることから、付属機関等情報については前述の意思形成過程情報の中に取り込んで考えていくことが適切であり、非公開事項としては、削除しても支障のないものと考えている。

一方、審査会からは、会議公開制度は条例に基づいて行っているわけではないので、付属機関等情報を非公開とすることが、会議公開制度と矛盾するため削除するというのは、条例の問題を議論するにあたっては不適當と思われる。また、対象とすべき付属機関としてどのようなものかを考えていくかという議論なしに付属機関等情報の項目を一括して削除することには疑問がある。法律との整合性を持たせるためだけのようにとれる理由では少し説得力に欠ける面があるため、新たに改正

するのであればもう少し実質的な理由が必要であるという意見が出され、継続審議となる。

7 事務事業執行情報について

事務局としては、現行条例が「事務事業執行情報」について、多種多様な行政情報を前提に長文かつ包括的な文言で規定しており、読みにくい点もあることから、法律のように非公開となる代表的な情報を列挙して、それぞれについて典型的な支障を例示する方が市民にとっても分かりやすいのではないかと考えている。具体的には、現行の「立入検査、交渉、渉外、争訟、入札、試験、人事、許可、認可」などを整理し、グループごとに公開によって生じる典型的な支障の例を規定することにより、要件の明確化を図ることができると考えている。

一方、審査会からは、条例の規定の仕方として国の法律のように類型化した方が市民が読んで分かりやすいのではないかと意見が出されたほか、法律の規定の仕方が条例と比べてより情報公開を推進させるうえで望ましいということであれば、法律に準拠すべきであるが、形式的に法律に準拠した規定にするというのでは少し説得力に欠けるという意見も出された。また、従来の「解釈運用の手引」において具体的な解釈基準も作っているため、変更する場合は現行条例の規定をできるだけ生かして継続性を持たした表現とすべきではないかという意見が出され、結論を得ず継続審議となる。

国等協力関係情報、生命等保護情報及び法令秘情報については、時間の都合上、次回の審議となる。

【第5回】

1 適用除外事項について

(1) 個人情報について（前回からの継続審議）

事務局としては、個人情報について、現行規定を前提に検討を進めてきたが、前回の審議及び指摘のあった本市の過去の答申例においても個人の識別可能性のみにとらわれずプライバシー侵害のおそれを実質的に判断するという考え方が盛り込まれていることに鑑み、再度、検討を進め、個人識別型、プライバシー型の規定それぞれに一長一短があるということで各々論点を整理した資料を作成し、審査会において、再度検討をお願いした。

一方、審査会は、基本的に個人に関する情報を非公開にしなければならない実質的な理由はプライバシーの保護にあることから、個人識別性ということだけで判断できる問題ではないとし、プライバシー侵害のおそれがあるか否かという実質的な判断に基づかなければ、公開・非公開の結論が導き出されないのではないかと考えている。条例の規定の仕方が個人識別型であっても、実質的な判断はプライバシー保護の必要性ということで判断せざるを得ないと考えられることから、現行条例の解釈運用に当たっては、そのような解釈論に基づいて答申を出してきたという意見や、公文書公開条例が制定され始めた当初は、大半の条例はプライバシー型だったと思われるが、ある時期からプライバシー概念の曖昧さというものが指摘され、非公開とされるべきものが公開されるおそれがあるというので、いわば形式的に処理ができる個人識別型に移ってきたと思われる。つまり個人識別型というのは、目的としてはプライバシー保護を目的としていることに

は間違いがなく、そういう意味では個人識別型の方がプライバシーの保護にはある意味で手厚いことは確かであるが、最近では、個人識別型で形式的にプライバシーの保護を図るといいながら、保護に値しないような個人情報まで非公開にされてしまう弊害も指摘され、保護の必要性があるかどうかということを実質的に考えるべきとの議論もなされている。プライバシー侵害のおそれは実質的に検討する必要がある、個人識別型の規定で実質的理由がないのに形式的判断で非公開とすることには問題があると考えられ、規定上もプライバシー型を採用する方が望ましいという結論を得る。

(2) 法人等情報について（前回からの継続審議）

事務局としては、従来、条件付きの任意提供情報というものがほとんど存在しなかったということを確認し、今後においても存在しないであろうと想定できることから、あえて法律に準じた規定を設ける必要はないと考えている。また、原則公開の下で非公開の約束があるだけで常に情報の公開を拒否することが可能になると、非公開の約束が濫用され、制度自体が骨抜きになるおそれもある。また、仮に非公開の約束がある公文書が存在したところで、その対応に当たっては、法人等情報又は事務事業執行情報の中で判断していくことが十分可能であることから、現行条文を改正する必要はないと考えている。

また、審査会においても、公にしないとの条件で任意に提供された法人情報は、現行条例でいう競争上の地位を害するおそれのある法人情報に該当するとも考えられるため、現行の規定で十分対応できるものと思われる。法律においては、単に非公開条件付きで提供されたということではなく、条件付きということ自体が、当該事業情報の性質、当時の状況等に照らして合理的かどうかというフィルターをかけることになっており、単に約束があるだけではなく、請求があった時点でその約束の合理性を実施機関として判断しなければならず、この判断には困難を伴う。さらに、条件付きの任意提供情報というものがこれまでにほとんど例がなく、規定を設ける必要性もないということであれば、あえて運用の難しい規定を設ける必要はないという結論を得る。

(3) 付属機関等情報について（前回からの継続審議）

事務局としては、前回の結論を受けて「意思形成過程情報」を法律に準じた規定とした場合、現行条文の「付属機関等情報」と重複する部分が生じ、非公開事項としてこの条項を残す必要性がなくなることから、当該「付属機関等情報」は削除すべきではないかと考えている。

一方、審査会からは、たとえば、「子ども的人権オンブズパーソン」を想定したとき、情報の内容そのものではなく、その職権行使、意思決定、活動等についての独立性、自律性をもっている機関が取扱う情報をどうするかという問題がある。すなわち、付属機関の中には、その独立性、自律性を根拠に付属機関の判断を尊重しなければならないものもあり、また、オンブズパーソンの保有情報というのは、必ずしも全てが意思形成過程情報だけで判断できるものではないという意見が出されたほか、付属機関の自主性、自律性については、現行条例の施行後の問題であることから、そういうものを制度化、基準化することが必要ではないかという意見が出され、再度事務局において検討することとする。

(4) 国等協力関係情報について

事務局としては、法定受託事務について、国から非公開の指示があった場合や自治事務における指示又は是正措置等の要求があった場合は、意思形成過程情報、事務事業執行情報、法令秘情報で公開・非公開の判断をすることが十分可能であるため、整理、統合の点からこの規定は削除しても支障ないものと考えている。

また、審査会においても、市の方で国等協力関係情報に該当するとして非公開にしても、国や県の方には同様の規定がないため、国や県に公開請求をしたら公開になることから、本市だけに規定があったとしても意味がないため、削除すべきであるという結論を得る。

(5) 事務事業執行情報について（前回からの継続審議）

事務局としては、前回同様、法に準じた規定を取り入れる方向で検討を進め、新たな理由として、現行条文において、「将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」という部分を指摘し、この部分は抽象的であるため実施機関において拡大解釈がなされ、公開されるべき情報も非公開になってしまうおそれがあるため、この部分を削除し、事務事業をグループ分けし、各グループごとに、具体的に危惧される支障について規定を置くものとする。そうすることにより、非公開にできる場合を、現行規定以上に合理的かつ明確に限定することができ、処分決定を受けた市民にとっても非公開の理由が理解し易く、実施機関による拡大解釈の余地も少なくなり、原則公開の趣旨に則った運用が一層実現できるものと考えている。

一方、審査会からは、国の情報公開法に準じたかたちでグループ分けを行うことを是とするが、文言については、川西市の独自性を反映させるように検討するべきであるという意見が出される。

(6) 生命等保護情報について

事務局としては、住民の安全を保持することは、地方自治体の責務であり、犯罪等を誘引するおそれのある情報その他市民の平穏な社会生活が阻害されるおそれのある情報は、防犯上の観点からも非公開とすることが適当であることから、当該規定の必要性は十分認識できるものと考えている。また規定の厳格化については、住民の安全の保持に鑑みると、逆に厳格化しないほうが解釈の幅も広がり、運用しやすいのではないかと考えられることから、この条項はこのままとすることが適当であると考えている。

また、審査会においても、この条項についての必要性は認識できることから、現行どおりとすべきという結論を得る。

(7) 法令秘情報について

事務局としては、法律の規定により公開できないものや法定受託事務に関して国の行政機関等から法律又はこれに基づく政令等の規定により公開してはならない旨の指示等があったものを、条例で公開することは、法制度上、または条例の性質上できないものであることから、この規定については、必要不可欠なものであると考えている。

一方、審査会からは、この条項についての必要性は認識できることから、現行どおりとすべきであるという結論を得るが、法定受託事務に関して非公開の指示があった場合の取扱いについ

て、条文に具体的に規定するのか、解釈の中で対応するのかを再度検討するべきであるという意見も出された。

【第6回】

1 請求方法について

(1) 郵送による請求について

事務局としては、市民からの要望に基づき施行規則を改正し、郵送による写しの交付を認めるというかたちで制度改正(平成 11 年3月)を行ったところであるがこれは交付についてのみの規定であり、請求に当たっての運用は、曖昧な面もあることから、この改正を契機として確実に対応できるようにしておきたいと考えている。

一方、審査会からは、郵送による請求を認めるものとするが、請求の方法そのものを条例の中や施行規則で規定するというのは適当ではなく、取扱要領や手引等で明確にしておけばいいという意見が出されたほか、これまでは請求者本人が窓口に来て、所定の用紙に書き込んで請求し、公開の場合も本人が来て受け取るという手続で本人確認が出来たわけですが、郵送の場合には他人の名前をかたって請求するなど、悪用されることも考えられる。つまり、本人が確認できないおそれはないのかという懸念があるという意見に対し、個人情報保護制度の場合と異なり、情報公開制度の場合には、請求者だけにしか公開しないというものではないから、その意味では本人確認自体の重要性というのはそれほどでもなく、むしろ、窓口で請求書を書いてもらうに当たって、どういう文書が見たいのかという情報の特定といったことが郵送等の請求では行いにくくなると思われるが、それは電話で補うことが可能である。また、手数料を徴収することから、手数料を払った本人かどうかという手続だけであることから、個人情報の本人開示請求と違って請求者本人かどうかということの確認というのは、基本的に必要ないと思われるという意見も出された。

(2) FAXによる請求について

事務局としては、FAX による請求は、郵送に比べ誤送信あるいは到達しないというような機械的なトラブルの危険性を伴うことを承知しているが、今日の情報化社会においては、郵送とFAX とがほぼ同列に取り扱われているのが一般的であることや、本市の文書取扱規程第 14 条ただし書きにおいて、『主管課に直接持参された文書及び電子メール等利用に係る送受信装置又はファクシミリにより送信された文書情報を出力した文書は、主管課において収受し、処理するものとする』と規定されていることなどに鑑みると、郵送と同様に、FAX においても所定の様式で記載され、かつ請求公文書の特定が的確にできる内容で送信されてきたものについては、基本的には郵送と同様に対応していきたいと考えている。

また、審査会においても、異論はなく、FAX による請求を認めるべきとの結論を得る。

(3) インターネットによる請求について

事務局としては、インターネットによる請求は、FAX 以上に誤送信あるいは未到達という危険性や、またシステムの不具合、本人認証システムの未確立、時制の不一致、不正アクセス、なりすまし等の問題はあるものの、本市文書取扱規程第 14 条で、『電子メール等から出力されたものについても公文書と同様に処理する』というように、直接到達文書の一つに指定しており、昨今のインターネットあるいは IT 推進という流れの中で、インターネットによる請求を避けて通ることはできないのではないかとということから認めていきたいと考えている。

一方、審査会からは、インターネットによる請求については認めるべきであるが、到達日の算定、未到達の場合における取扱いなど、事務処理のマニュアルを内部的に十分に検討しておく必要があるという意見が出される。

(4) 電話による請求について

事務局としては、電話による請求は、現行の運用においても、『公文書の公開の請求は、請求者の権利行使としての一定の明確性を備えたものである必要があることから、所定の書面により行うこととしている（解釈運用の手引 55 頁参照）。』したがって、電話又は口頭による請求は認められないものであり、条例改正後においても認めない方向で取り扱っていきたいと考えている。

また、審査会においても、異論はなく、電話による請求については認めないものとするという結論を得る。

2 公開の実施方法について

(1) 電磁的記録の公開方法について

事務局としては、電磁的記録の公開については、例えば、部分公開が生じた場合に特別のプログラムを組む必要性の問題や、部分公開の場合の技術的な制約や電磁的記録の公開のために必要な機器の整備等の問題などがあるものの、可能な限り請求者の要望に応えることが望ましいと考えている。ただし、実現不可能なことまで規定することもできないため、他の自治体を参考にしながら、本市として対応でき得ることを取り入れていきたいと考えている。

一方、審査会からは、請求者の要求にどこまで応えるのかという点や、情報公開は原本を出すことが原点であることから、加工したものを出すということは情報公開のあり方としては少し問題があり、本質的には原本はこうであるというところまで市民がアクセスできるというところに意味があるという点や、電子情報で公文書を提供（公開）した場合に、それが本当に市が提供したものであることをどのように確保するのかという点についても考えておくべきであるという点や、電磁的記録で検索ないし請求できるものはどのようなものがあるのかというように、アクセスする側がどんな電磁的記録があるのか分かるような検索のためのインデックスを付ける必要があるという意見が出される。

(2) 郵送等による公開方法について

事務局としては、郵送による写しの交付については、現行条例においても対応しているところであるが、根拠が施行規則であることから、本来は施行規則での対応ではなく条例に明記しておくことが適当であり、改正時においては、条例に明記するべきであると考えている。FAX については、印字が不鮮明な場合が多いことや、公開に当たって電話代金等の費用負担の問題もあり、同様に、インターネットによる公開についても、個人認証や費用負担の問題があることから、FAX 同様、直ちに対応するという事は困難であると考えている。

一方、審査会においても、郵送による公開については実施するべきとし、FAX やインターネットによる公開についても、事務局の考え方を受け入れるものとするが、郵送による公開については、条例にその方法までを盛り込む必要はないという意見もあり、反面、市民に対して分かりやすくPRしていく必要はあると思われるという意見が出される。

【第7回】

1 不服申立てについて

(1) 不服申立人等の権利保護

事務局としては、これまで審査会規則に基づき、運用において、実施機関から提出された非公開理由説明書を不服申立人に送付し、意見陳述や意見書又は資料の提出を求めなどしているが、不服申立人の権利利益を保護する観点からは、『諮問を行った旨の通知』、『答申書の写しの送付』や、『意見陳述権』、『意見書等の提出権』、『提出資料の閲覧権』など、明確な規定を置く方が適当ではないかと考えている。

一方、審査会からは、『提出資料の閲覧権』についてこれを認めると、実施機関は審査会に対して、当該資料等の提出を拒んだり、文書の内容を必要以上に加工したりするなど、本来提出すべき資料が提出されなくなる可能性も出て、審査会として審議が困難になることも考えられるという意見や、一方では、提出資料の閲覧を認めることによって、より実効的な意見を出すこともできるのではないかと意見も出される中で、規定に当たっては、もう少し工夫し実施機関なり審査会での運用を妨げない柔軟な対応ができるようなものにするべきであるという意見が出された。

(2) 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続

この案件については、検討項目14「第三者保護に関する手続」のところで審議することになる。

2 審査会について

(1) 審議体制の整備等の検討

事務局としては、審査会の名称については、当該条例の名称の変更に伴い、併せることとし、委員の定数および任期については、これまでの運用実績からも、現行どおりと考えている。ただし、再任については、特定の委員が長期的に務めることについては何らかの支障が生じるおそれはあるが、例えば、不服申立てが全くなく、実質審議を1回も行うことなく任期満了を迎えてし

まう場合や、逆に不服申立てが乱発され、審議の結論を出す過程で委員の大半が任期満了で交替してしまう事態も想定でき、審議上、多大な支障が生じる場合もあり、再任を限定する必要性はないものと考えている。

一方、審査会からは、審査会自らが考えて議論するよりも、市の方で考えて決めるべき内容であると考えられることから、市に委ねるといった意見が出される。

(2) 調査権限の明確化の検討について

事務局としては、現行、審査会規則に基づき、インカメラ審理及びヴォーン・インデックスの作成と同様な運用を行っているが、本来的には非公開とされた公文書が真に条例上非公開に当たるかどうかを公正に審査するためには、審査会の調査権限を明確にした上で、情報公開法同様、インカメラ審査とヴォーン・インデックス作成の規定を設けて、非公開文書の内容を検討することが適当であることから、条例に明確に規定すべきであると考えている。

また、審査会においても、異論はなく、インカメラ審査やヴォーン・インデックスについては、条例に規定するという結論を得る。

3 公益上の理由による裁量的公開について

事務局としては、原則公開のもとで、適用除外事項（非公開項目）を絞っており、重ねて公開項目を置く必要はないと考えている。国には国特有の問題があり、特にこれは政治的に使われるものではないかと考えられ、一般的に地方公共団体には、この規定の必要性はないと思われ、本市のこれまでの運用においても、この規定の必要性を感じたことはなく、また将来的にも感じないことが想定できることから、あえて規定する必要はないと考えている。

一方、審査会からは、個別具体的な場合において、開示することの利益の方が非開示にすることによる利益に優越する場合があります。行政機関の特殊な行政的判断による裁量的開示については公開の幅が広がり、公開に向けた積極的な姿勢を表現できるということから条例に規定してはどうかという意見や、反対に、適用除外事項に当てはめて検討した結果、非公開決定としたものを、公益性の理由によりその決定を覆すことになれば、それを超える理由が必要になるがそのような理由が存在するかどうか、また補償問題も生じるのではないかなどという点から、条例には規定すべきでないという意見も出され、審査会の中では結論には至らず、この案件については、今回の議論を踏まえた上で再度、事務局において検討するということになる。

4 存否応答拒否について

事務局としては、一般的に、地方自治体の場合は、国のように外交などの情報はほとんど存在しないことから、一般条項による規定で存否の応答を拒否するのは不適切ではないかと考えるところであるが、本市の場合、過去において請求書に個人名を記載して請求され、この条項を必要とした事例があることから、今後においても起こり得るのではないかと懸念され、この規定は、本市にとって必要なものであると考えている。

一方、審査会からは、過去にこの条項を必要とした事例が存在し、今後においても回答するだけで情報の内容が判明してしまう場合もあり得ると考えられるため、この規定を置くべきであるという意見もあったが、反対に、この規定は、公開・非公開を判断する以前に入口を閉ざしてしまい、原則公開を覆すものであり、実施機関側がこの規定を多用し有利に解釈すれば、公開すべきものが

非公開になってしまうのではないかという、規定を設けなくてもいいのではないかという意見も出され、審査会の中では結論に至らず、事務局において再度、検討ということになる。

5 事案の移送について

事務局としては、本市の場合、国や都道府県のように組織が大きいわけではなく、現行でも実施機関相互間で協議の上、決定すべき実施機関が公開の可否決定を事実上行っており、請求者の利便、権利には直接関係がないものであることから、法のようにあえて規定を設けなくてもよいものと考えている。

また、審査会においても、異論はなく、あえて規定することはないという結論を得る。

【第8回】

1 第三者保護に関する手続について

(1) 現行の第三者意見聴取等に関する取扱要領の条文化の検討

事務局としては、公文書に請求者以外の第三者の個人情報又は法人等情報が記録されていた場合、当該公文書を公開すべきか否かの判断については当該第三者に公開請求があることを告知して、第三者の意見を聴くことが望ましいと考えており、現行条例第9条第5項に第三者の意見聴取についての規定を設けている。

しかし、情報公開法と比較すると、十分な規定とはいえず、第三者の権利利益を保護するとともに公開の可否判断の適正を期する観点から、情報公開法第13条のような規定を設けていくべきと考えている。

また、審査会からも、この規定については、公益上の裁量的公開の規定の有無によって左右されるところはあるものの、第三者の権利保護のためには手続的な保障を条例上において、明確に規定しておくべきであるという結論を得る。

(2) 著作権法の改正に伴う第三者保護の検討

事務局としては、これまで自治体の条例に関する裁判例では、建築確認申請書添付のマンションの平面図やゴルフ場開発に伴い図面の公開が求められた事例では、公開することは著作権法で認められた公表権を侵害するとされ、非公開とすることが支持されてきた。しかし、情報公開法の制定に当たって、整備等に関する法律で著作権法が改正され、行政機関の保有する行政情報の中に未公表の著作物が含まれる場合には、あらかじめ反対の意思を表明していない限りその開示を妨げられないことや、開示請求者に対してそれを開示することは公表権の侵害とはならないとされ、また写しの交付も複製権の侵害とはならないことなどが明確にされた。これは、地方公共団体の情報公開条例についても妥当するもので、今後は本市における運用についても十分留意する必要があるものと考えている。

この点、審査会においても、異論はなく、同じ見解である。

(3) 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続について

事務局としては、第三者からの不服申立てを棄却する場合、第三者の訴訟提起の機会を確保する観点から、不服申立てにおいて第三者から公開に反対の意思が示されたにもかかわらず、実施機関が公開を決定する場合は、第三者の権利利益の保護を考慮し、行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起をする機会を確保するため、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも一定の期間を置かなければならないことを定める必要があると考えている。

この点、審査会においても、異論はなく、手厚い手続的な保障を与えることについては、非常に望ましいことであるという結論を得る。

2 市の出資法人の情報公開について

(1) 出資法人等の規定の有無

(2) 設けるとしたら、出資法人の対象範囲

事務局としては、当該、出資法人等は市が出資等を行い、市の業務と密接な関係を有しており、市政の重要な一翼を担っていることから、市民生活に広範な影響を与えるものであり、その保有する情報の公開を推進していく必要性は否めないと考えている。ただ、地方三公社である土地開発公社・地方道路公社・地方住宅供給公社については、情報公開の実施機関としても法的な問題はないと旧自治省が示しているが、本来出資法人等は、市とは別個の独立した法人であり、条例上の実施機関とすることには問題があると考えられ、そのため、やはり市の条例に準じて、各々の出資法人等の設立趣旨や自律性に配慮しつつ、出資法人等が自主的に情報公開を推進することについて、市が指導する責務規定を設けることが適当であると考えている。

しかし、出資法人等は多種多様であり、どこまでを公開対象とするかは一律に決めかねることから、市が基本金等を100%出資しているものは、市が行っているものとほとんど差異はなく、対象としても問題はないと考えられるが、50%あるいは25%出資の法人は、100%出資の法人とは性格が異なることから、どこまで実施機関に含ませるのかという点については、他の自治体の動向等を踏まえながら、今後の検討課題とし、当面は100%出資の団体のみを対象にしていきたいと考えている。

一方、審査会からは、出資法人を実施機関に含めるか含めないかを検討する場合は100%出資に限定しても良いと思われるが、努力義務規定の対象で検討する場合には、単に出資比率だけで決めるのではなく、個別に市民の関心や出資法人の組織形態や規模や職員数や業務内容等を考慮して総合的に判断すべきであるという意見や、一市民の関心としては、特に第三セクター問題があり、このあたりが一番知りたいと思われることから単純に50%で切るのではなく、中身や事業内容で吟味するべきで、仮に対象を100%出資に限定すると、周辺市等と比べたときに情報公開に消極的であると捉えられてしまう可能性があることから、もう少し緩やかに対象範囲を広げて考えた方が、情報公開に対して積極的な姿勢を示すことになるのではないかという意見が出されるが、基本的には努力規定を設けるか設けないかということから、市の裁量が広い問題であり、規則のレベルでどう扱うかについては別に事務局において検討することとなる。

【第9回】

1 その他公文書公開制度に関する手続について

(1) 公文書不存在の取扱いについて

事務局としては、現行条例においては、公文書が存在しない場合の取扱いについては規定がなく、請求公文書が存在しなかった場合には、運用で当該請求に係る公文書が存在しない旨の『通知』を行っており、行政処分としての性質を有しないものと解釈していたことから、公文書公開請求権の保障という点では十分ではなかった。そこで、請求者の有する公文書公開請求権の十分な保障という観点から、本市においても情報公開法第9条第2項などのように、公文書の不存在を理由とする請求の拒否を非公開決定に含めて行政処分として位置付け、公文書が存在しない理由の提示を実施機関に義務付けるとともに、これに不服のある請求者は不服申立てや抗告訴訟により当該決定を争えるように規定を整備することが適当ではないかと考えている。

一方、審査会からは、不存在決定に処分性を持たせる取扱いをするという点については賛成であるが、情報公開法のように不開示処分の中に文書が存在しない場合を含めて規定するよりも、明確に文書を保有しない場合の決定を規定に明示した方がいいという意見が出されたほか、不存在の場合の不服申立ては、文書があるかないかと言われても、実施機関がないと言えば仕方がなく、審査会としては判断することができない。しかし、不存在は不存在としての処分をせざるを得ないとしても、それで終わりということではなく、請求に対応するような文書を作成することを義務付けるとか、あるいは必要な情報について少なくとも情報提供に努めるということを条例に書かないとしても、手引に書いて運用のレベルで配慮する必要があるという結論を得る。

(2) 情報提供の充実について

事務局としては、情報公開については、通常、公開請求の制度が情報公開の中心として捉えられているが、これは、個別の請求に対して原則として情報を公開するものであることから、請求がない限りは公開されないということになる。しかし、行政機関としての説明責任を全うするためには、それに留まることなく、広く誰にでも情報を提供する仕組みを整備することが必要であり、広く情報公開の量的充実、質的向上を図る観点から、行政の制度として捉えたとき、市民の知りたい情報、市民に知らせる必要がある情報を正確に分かりやすく、積極的に提供していくことにより、市民の情報公開に対する要求は満たされると考えている。さらに、開かれた市政の実現、市政への市民参加の推進という観点からも、情報公開請求と情報提供及び情報公表の双方が十分に機能し合うように、今後一層情報提供の諸施策を充実させていく必要があることから、そのための規定の整備を図っていきたいと考えている。

一方、審査会からは、行政のPRになるとか、イメージアップに繋がるような情報は積極的に公開されるが、市民の側が本当に必要としている情報というのはなかなか公開されないのが実態である。公開する側の行政の方に裁量権があることから、いくら努力目標を掲げても行政側に実現する意欲がなければ難しいという意見や、反面、だからこそ情報提供の充実とか公表義務の制度化が必要であり、このような制度を通じて公開していく方が市民にとって分かりやすく、苦勞せず情報入手することが可能となるという意見もあり、最終的にはこのような制度については、十分な拡充を図り、その上で疑問を持ったら情報公開制度を使って請求してもらうことになることから、条例上に情報提供の充実や公表義務制度や情報提供制度等について明記しておくべ

きであるという結論を得る。

(3) 死者情報について

事務局としては、現行条例において個人識別型の規定を採用していることから、死者の個人情報についても個人が特定され又は識別され得るものということで一律非公開として運用している。しかし、現行条例の改正により、プライバシー型の規定になった場合、仮に死者に人格権がないとしても、遺族にとっては自己と密接不可分な個人情報に当たり、これを公開することが遺族個人の人格権、あるいは知られたくない情報の開示に当たるということで非公開にしなければならない場合や、またそのような部分に該当しないということで公開する場合なども考えられる。死者の名誉、プライバシーに関する住民感情、死者情報の公開が遺族のプライバシー侵害になり得ることなどを考慮すると、死者情報も個人情報として保護すべき情報に当たると判断できると考えている。

一方、審査会からは、死者には反論の機会がないため、そこで提示された情報が正しいものかどうか異論をはさむ余地はないため、死者の尊厳を守るため、死者の個人情報も保護されるべきであるとし、また死者の個人情報が開示されることによって被害を被るのは遺族であることから、死者のプライバシーというのは遺族のプライバシーとして保護すべきであるという意見が出されたほか、本人請求の中に遺族が含まれるかという問題について、川西市の個人情報保護条例では、請求権行使の主体としての死者というのは想定していないことから、個人情報保護制度の本人開示請求、あるいは訂正、是正等の請求の主体として死者を想定できない。その上で遺族との関係では、死者の個人情報ではなく遺族の個人情報となり、死者の個人情報ではなくて遺族の個人情報として、遺族が自分の個人情報として請求をするという仕組みを取らざるを得ないという意見や、これに対し、例えば医療過誤などの場合、親が市立病院に入院して亡くなって、子供がカルテや入院記録を見たいというときに、内容によっては遺伝的なこととかがあって、たとえ子供であっても知られたくないようなことが書いてある場合も有り得ることから、死者の情報全てが必ずしも遺族の情報とみることとはできない部分があり、どこまで遺族が共有できる情報かは個別に判断せざるを得ないという意見が出され、最終的には、死者の情報について遺族と共有できるものについては、遺族の個人情報として本人開示請求、あるいは訂正、是正等の請求を認めるべきであり、そうすることで、死者の尊厳、プライバシーを保護していくべきであるという結論を得る。

(4) 大量請求の取扱い（開示決定等の期限の特例）

事務局としては、大量請求の対応としては、現行条例第9条第2項において、「…請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる…」と規定されており、この条項をもって対応しているところであるが、これまで60日の期限いっぱい延長した事例はなく、この10年間の運用の実績からみても数日間という状況であることから、現行規定の改正の必要性はそれほど強くはないと思われる。しかし、今後、新たに電磁的記録等の情報も対象になり、また、第三者意見聴取手続の確立、請求権者をこれまでの市民規定から何人規定に拡大するなどということになると、現状の60日間での対応が困難になることも考えられる。

一方、審査会からは、市の方がどこまで対応できるのかということが問題であり、市が現行の日数で対応できるということであれば、期間は短い方が望ましい。しかしながら、請求対象が従

来の決裁文書から組織共用文書に広がることから、文書を特定しそれを精査して公開諾否の判断というのは、場合によれば時間がかかり、電磁的記録や第三者の意見聴取手続を行ったりすると更に時間を費やすことになると思われる。そのため、現行日数で処理できるという見込みが市の方にはないのであれば、それなりの余裕を持った日数にするべきであるという結論を得る。

【第10回】

1 その他公文書公開制度に関する手続について

(1) 法人等の印章の印影の取扱いについて

事務局としては、法人が何らかの目的で公表していない限り、第三者がその印影を閲覧できる法的制度はないことから、一般的には法人自らが管理すべき内部情報として捉え、法人の対外的活動の場において、印章の印影は重要な意義を有するものであることから、これを公開すると印影の偽造による文書偽造など、当該法人に不利益を与えることが認められると判断し、法人等の印章の印影は、現行条例第6条第2号の法人等情報に該当するものとして非公開として運用している。しかし、当該印影を公開することが、本当に法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるかどうかということについては、印影を公開する判例が増える中で疑問が生じてきたため、その取扱いについて方向性を示していただければと考えている。

一方、審査会からは、印章の印影それ自体として取り上げた場合に、実質的なところは個人も法人もそれほど差はなく法人の内部管理情報だというのは、個人に置き換えたならプライバシーと同じことであるという意見に対し、個人のプライバシーと法人のプライバシーとでは保護の程度が異なり、法人はある程度社会的な活動をしていることから、どれが登録印鑑かどうかは公表すべきという気がするという意見が出された。また、法人と個人で共通するのは、弊害の観点から考えると印鑑偽造と犯罪行為が誘発されるおそれがあるという理由にかかってくることは法人も個人も同じであるから、両者を区別する必要性はなく、法人の場合は登録印、個人の場合は実印については非公開にした方がいいと思われる。さらに、個人情報に関する規定を「個人識別型」から「プライバシー型」に変える方向で改正を考えており、具体的にプライバシー侵害のおそれがあるかないかを判断することが基本的な考え方ということになると、非公開を正当化するだけの具体的な弊害が認められなければ、非公開とすることができない。つまり、抽象的なレベルで文書偽造などの不利益を与えるおそれがあるということだけで非公開にすることはできないことから、個別具体的なケースごとに具体的に弊害が認められるかどうかということで判断していく必要があると考えるが、その点を踏まえて再度、事務局において検討するということになる。

(2) 今後のスケジュール及び全体のまとめ等について

事務局としては、審査会が『答申』をまとめるに当たって、市民の意見を踏まえて答申に反映させるというやり方が最近増えている中で、審査会としてどのような取扱いをするのか、また市民意見を募集するのであれば、例えば、答申原案の概要版のようなものを公表して行うのかなどについて、検討をお願いしたいと考えている。

一方、審査会としても答申をまとめる際には、やはり市民の意見を反映したかたちでまとめた方が望ましいのではないかとということになるが、市民意見の募集に当たっては答申原案の概要版

のようなものを公表するというよりも、詳細版を公表する方がその説明を読むことによって、なぜこのような結論になったのかということの説明にもなることから、詳細版を積極的に情報提供し、概要版でいいという人に対してはそれを提供すればいいのではないかという意見も出た。

【第11回】

事務局から提示された素案について、構成並びに文章表現等を修正したものを市民意見募集用とし、市民の意見募集に当たっては、この素案のみをもって対応するのではなく、別途この素案に基づく「概要版」を作成するとともに、請求手続等を分かりやすく示した「体系図」も添付して行うものとする。

【第12回】

「費用負担(手数料等)」については、事務局からの提案で、商業目的の公開請求の場合には、別途規定を設けることも必要ではないかと示されたが、結論としては他の自治体の対応について調査を行い、今後検討していくこととなる。また、「存否応答拒否」については、規定を設ける必要性はあるが濫用防止の観点から厳格な歯止めを規定しておくことが必要とされる。

【第13回】

当日は不服申立ての案件が主であり、この案件の審議終了後、事務局から市民意見募集の結果について報告を受ける。最終答申については、中間報告の体裁を整える程度のものであればどうかという提案があったが、審査会としては、最終答申を出すに当たってはそれでは不十分であるとし、これまでの審議概要を付属資料として添付することになる。

【第14回】

最終答申として事務局から提示された素案について、文章表現等を検討する。

【第15回】

最終答申に向けて、各委員から出された修正意見について検討する。

4 市民から寄せられた意見と審査会の考え方

審査会は、「公文書公開条例の改正について」の審議過程において、審議内容を集約した「中間報告」を公表して市民意見の募集を行いました。

以下に、その寄せられた意見の要旨と審査会の考え方をまとめております。

市民意見募集について

- 1 期 間 平成14年7月1日～7月31日
- 2 周知の方法 (1) 市広報紙への掲載
(2) 市のホームページへの掲載
(3) 市政情報コーナーへの意見募集資料の配備
(4) 市内図書館及び公民館(10ヶ所)への意見募集資料の配備

意見募集の結果について

- 1 市民からの意見(郵送) 1件
- 2 市外からの意見(Eメール) 1件

意見の要旨	審査会の考え方
・ 条例の名称は、中間報告のように改善されることを望む。	・ 「1 条例の名称について」を参照してください。
・ 条例の目的は、中間報告のように改善されることを望む。	・ 「2 目的規定について」を参照してください。
・ 公文書の範囲は、中間報告のように改善されることを望む。	・ 「3 定義について」を参照してください。
・ 請求できる人の範囲は、中間報告のように改善されることを望む。	・ 「4 請求権者の範囲について」を参照してください。
・ 公開請求の方法は、中間報告のように改善されることを望む。	・ 「5 請求方法について」を参照してください。
・ 個人情報の定義については、中間報告のように改善されることを望む。	・ 「6 適用除外事項について(1)個人情報(第1号)」を参照してください。
・ 公務員に関する情報は、役職を限定せずに公開されることを望む。	・ 公務員に関する情報は、職務遂行に係る情報である場合は、役職を限定せずに公開することが適切であると考えています。

意見の要旨	審査会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 意思形成過程情報は、中間報告のように改善されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6 適用除外事項について (3) 意思形成過程情報 (第3号)」を参照してください。
<ul style="list-style-type: none"> 付属機関等情報における、「子どもの人権オンブズパーソン」の場合、教育分野であることから特に配慮が必要であるが、公開されることによって社会的に改善される、という公益上のプラスを考えると、「自主的判断」の基になる規定が設けられることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」は、その権限行使等について、他の審議会等の付属機関とは違って、より一層の独立性、自律性が求められます。したがって、情報の公開についても、「子どもの人権オンブズパーソン」が、新しい情報公開条例の趣旨や適用除外事項に関する規定を踏まえて、自主的に判断することが適切であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 事務事業執行情報については、中間報告のように改善されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「6 適用除外事項について (5) 事務事業執行情報 (第5号)」を参照してください。
<ul style="list-style-type: none"> 存否応答拒否に関する規定については、特別の場合が考慮されていますが、それ以外の場合への濫用のおそれがあるので、この規定を設けることは望まない。規定を設けずに「非開示の決定により対応し、理由として存否そのものを回答できない旨を記載する」といった対処をしている自治体もあるのである。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求の内容によっては、公文書の存否について回答するだけで、個人のプライバシーを侵害する場合等が想定されます。したがって、存否応答拒否の規定を新たに条例に定め、明確な法的根拠に基づいて対応することができるようになること適切だと考えています。 同時に、存否応答拒否の規定が誤用や濫用されないよう、次のような対応を行うことが必要だと考えています。(1)存否応答拒否の決定も、他の公開非公開決定と同じく、請求を拒否する行政処分としています。したがって、(ア)存否そのものを回答できない旨の必要十分な理由の提示が義務づけられます。(イ)行政処分として、不服がある場合には、不服申立てや行政訴訟により争うことができます。(2)存否応答拒否の請求拒否処分を行った場合には、常に事後的に情報公開審査会に報告することを義務づけています。
<ul style="list-style-type: none"> 公開の実施方法については、中間報告のように改善されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「9 公開の実施方法について」を参照してください。

意見の要旨	審査会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不存在の公文書については、中間報告のように改善されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「１０ 公文書不存在の取扱いについて」を参照してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者保護に関する手続については、中間報告のように改善されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「１１ 第三者保護に関する手続について」を参照してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担については、件数が多くなる場合、団体ならばよいが、個人には負担が大きく、一つのハードルになっている。情報公開の目的は「市民が見える、共感できる市政の実現」と書かれており、公開請求は営業目的である場合は別として、自分の利益のためだけではなく、公益のためでもあり、その意味で、一般的な受益者負担すべき事柄とは少し違うことから、閲覧が無料になることを望む。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の閲覧手数料の金額が少額であっても、情報公開制度の適正な利用を抑制することから、たとえ、市の財政事情等をも考慮しても、閲覧手数料を徴収しないことが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行においても手数料を徴収していますが、現行の金額をもってすれば、情報公開制度の利用を妨げるものではないと考えられます。市の財政事情等をも考慮すると、これまでどおり手数料を徴収することが適当であると考えています。なお、生活保護受給者など経済的な理由その他特別の理由がある場合に手数料を減額または免除することができる旨の規定（現行条例第１１条第４項）は、新しい条例のもとでも存続させるべきであり、手数料等の負担が原因で情報公開請求権の行使が妨げられないことがないよう配慮すべきだと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の出資法人も対象になるのが望ましい。各法人がそれぞれの公開制度を持つよう、義務づけることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が出資している法人等は、市の業務と密接な関係を有しており、その保有する情報の公開を推進していく必要があると考えています。しかし、出資法人等はその設立趣旨、組織形態、業務内容等が多様であり、またその自主性を尊重する必要もあると考えています。そのため、出資法人等の情報公開については、法人自らが、新しい情報公開条例の趣旨にのっとり、情報公開のための必要な措置を講ずることを求める旨の規定を設けることが適当であると考えています。

意見の要旨	審査会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議報告文書の記載内容が、殆ど議題項目程度に簡略化されていることがあるが、説明責任の趣旨から考え、文書作成責任について明記されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の公開や会議の議事録の作成義務等については、審査会の審議では議論をしていません。なお、一定のことがらについて文書作成を義務づけるとか、あるいはそれなりの情報量をもった文書作成を義務づけるといったことについては、多種多様な市の業務内容に鑑みて、現段階では条例に定めるまでに熟しているとはいえ、市の情報提供のための施策を充実させる中で徐々に取り組まれていくべき問題だと考えています。また、審査会の審議において、文書不存在の場合の対応として、請求に対応する文書を新たに作成するか、あるいは必要な情報について情報提供に努めることなどを、条例の運用において配慮すべきだとしています。

4 川西市公文書公開条例（現行条例）

（平成4年3月31日条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政参加を一層促進し、市政の公正かつ効率的な運営の推進を図り、市民の市政への信頼と理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）及び磁気テープその他これに類するものから出力され、又は採録されたもので、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の規定により、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

（解釈運用方針）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の規定により、公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（公開しないことができる公文書）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報

イ 人の財産又は生活に対し、重大な影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

(3) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査、企画、研究等の意思形成過程における情報で、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(4) 市の執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議に係る審議、調査、研究等に関する情報で、公開することにより、当該附属機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う立入検査、交渉、渉外、争訟、入札、試験、人事、許可、認可その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(8) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

（公文書の部分公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該該当する情報が記録されている部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。

（公文書の公開の請求方法）

第8条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「請求書」という。）を実施機関に対して提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公開の請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

（公文書の公開の決定及び通知）

第9条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書を公開するか否かの決定（第7条の規定による公文書の部分公開に係る決定を含む。）をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を当該請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関が公文書の公開をしない旨の決定（第7条の規定による公文書の部分公開に係る決定を含む。）をしたときは、その理由を付記して通知しなければならない。この場合において、期間の経過により、当該公文書の公開をしない旨の決定をした理由がなくなることが明らかであるときは、その時期を併せて付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

（公文書の公開の実施）

第10条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定（第7条の規定による公文書の部分公開に係る決定を含む。）をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該公文書の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれのあるとき、第7条の規定による公文書の部分公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しを交付することができる。

（手数料）

第11条 前条の規定による公文書の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 手数料は、公文書の公開をする際に徴収する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。
- 4 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（不服申立て）

第12条 実施機関は、第9条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、川西市公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

（公文書公開審査会）

第13条 前条に規定する諮問に応じて調査審議するため、川西市公文書公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書公開制度の適正かつ円滑な運用の推進に関する重要な事項について調査審議を行い、実施機関に意見を述べるができる。
- 3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の制度等との調整)

第14条 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

2 この条例は、川西市立中央図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(公文書の任意的公開)

第15条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

2 第11条の規定は、前項の規定により公文書の公開をする場合について準用する。

(公文書検索資料の作成及び閲覧)

第16条 実施機関は、公文書の管理体制の整備を図るとともに、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(情報提供の推進)

第17条 実施機関は、この条例による公文書の公開と併せて、広報活動の充実に努めるとともに、市政に関する情報の収集、整理等の整備を図り、積極的に情報を提供しよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成6年6月24日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(公文書公開条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行前に公文書公開条例第7条の規定に基づき同条例第9条の規定によってなされた自己情報の公開請求については、なお従前の例による。

付 則 (平成11年3月31日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川西市公文書公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料について適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

手数料の区分	公文書の種類	手数料の額
閲覧の場合	文書、図画及び写真	1件につき 300円
写しの交付の場合	文書、図画及び写真	1件につき 300円に写し1枚につき10円を加えて得た額

備考

- 1 1件とは、決裁等の手続等を一にするものをいう。ただし、公簿については1冊をもって1件とし、図画については1枚をもって1件とする。
- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
- 3 写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数の算定については、実施機関が別に定める。

5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成11年5月14日法律第42号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

[中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律29条による改正]

改正 同11年12月22日 同 第160号

[中央省庁等改革関係法施行法290条による改正]

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 1 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 2 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 3 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 4 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 5 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 6 会計検査院
- 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 1 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 2 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第3条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第4条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 1 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第5条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 1 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 2 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
 - 4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- 5 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 6 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第9条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第10条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

1 本条を適用する旨及びその理由

2 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第12条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第9条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

1 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号口又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

2 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第14条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第9条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）

第15条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第16条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（権限又は事務の委任）

第17条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第3節において「審査会」と総称する。)に諮問しなければならない。

- 1 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 2 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした行政機関の長(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 1 不服申立人及び参加人
- 2 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 3 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 1 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 2 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 情報公開審査会

(設置)

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

(組織)

第22条 情報公開審査会は、委員9人をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち3人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第23条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 11 委員の給与は、別に法律で定める。

(会長)

第24条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第25条 情報公開審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第26条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第3節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された行政文書を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第31条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第32条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第33条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第35条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令(第18条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

第4節 訴訟の管轄の特例等

(訴訟の管轄の特例等)

第36条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第3項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮

して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第 12 条に定める裁判所に移送することができる。

第 4 章 補 則

(行政文書の管理)

第 37 条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第 38 条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第 39 条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第 40 条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第 41 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(独立行政法人及び特殊法人の情報公開)

第 42 条 政府は、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）について、その性格及び業務内容に応じ、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第 43 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第 44 条 第 23 条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、第23条第1項中両議院の同意を得ることに関する部分、第40条から第42条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の公開に関し、この法律の公布後2年を目途として、第42条の法制上の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後4年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。